

保護者様

熊本市立飽田東小学校  
校長 坂本英明

本校運動場や校内への自動車の乗り入れ及び児童の送迎に関するご理解とお願いについて

惜春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。また、日頃より、本校教育活動にご支援・ご協力をいただき、誠に感謝いたしております。

さて、標記の件について、本年度も昨年度同様、次のようにいたします。



### 1. 運動場の自動車の乗り入れは、原則としてしません

理由 **タイヤ痕**により、運動場が川のようにくぼんでいます。児童が知らずにここを通ったときに、転んだり捻挫したりする危険があります。それを知ってのことか、児童はこの近くで遊んでいません。使用する場所が狭くなっているぶん、**けがの危険性**も高まります。

以上の理由により、運動場への自動車の乗り入れは、原則としてしません。

ただし、例外的に運動場に自動車を入れる場合もあります。それについては、追って連絡します。

例) 本校が緊急避難所に指定された場合

### 2. 登下校時、校内への自動車の乗り入れは、原則としてお断りします

理由 登下校時、校内に自動車が入れれば児童の登下校や職員の出退勤と重なり、大変危険です。また本校は、自動車の通り抜けができず、複数台入っただけで立ち往生し、事故の可能性が高くなります。さらに、実際に正門前で渋滞が起き、通行車に大変迷惑をおかけしています。

以上の理由により、登下校時、校内への自動車の乗り入れは、原則としてお断りします。

ただし、特別な事情で、乗り入れが必要な方には入校許可証を発行します。その際は、担任までお知らせください。

例) けがをしている場合

※なお、ここでいう「**登下校時**」とは、児童が**一斉に登校する8時20分まで**、**下校は、授業終了以降**のことです。体調不良により病院に行って登校した、体調不良による早退のためお迎えに来た、などは「登下校時」には含まれません。

### 3. 登下校時の送迎をやむを得ず行うことは構いません

理由 突発的な事情による特別な場合に、**登下校時に送迎が必要になる**こともあります。

その場合、学校としては、児童の安全確保や地域住民への配慮のために、次のことをお願いします。

- (1) 運動場の乗り入れはしない
- (2) 校内の乗り入れはしない
- (3) 正門前や車道、ローソンやファミリーマート等コンビニエンスストアなど、他人の迷惑になる場所での乗降をしない

以上の3点に十分留意し、保護者の判断で行ってください。

※なお、**あきた斎場様のご厚意により、非常災害などの登校時に限り、あきた斎場駐車場使用してよいとの許可をいただきました。ご利用ください。ただし、駐車場での事故については、自己責任でお願いします。**